8月25日執行

鏡石町議会議員一般選挙

12名の住民の代表が選出

8月25日㈰に行われた鏡石町議会議員一般選挙で、12名の方が住民の代表として選出されました。

投票率は56・98％

今回の選挙の当日有権者数は10，343人で、議会議員一般選挙は即日開票され、有効投票数5，793票（無効100票）が投じられました。投票率は56・98％でした。

選挙翌日には当選証書付与式が行われ、当選者に当選証書が手渡されました。

当選証書の付与式

【任期】令和元年９月４日～令和５年９月３日

右上から左へ届出順。（　）は年齢、（　）下の数字は当選回数。敬称略。

今泉　文克（71）6

木原　秀男（76）6

菊地　洋（62）3

角田　真美（66）初

井上川好高（79）3

古川　文雄（46）3

橋本　喜一（63）2

渡辺　定己（67）5

畑　幸一（72）3

円谷　寛（76）8

大河原正雄（70）6

小林　政次（68）3

幼児教育・保育無償化　【Part.2】

手続き・無償化の給付方法について

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化。今月号では、無償化の手続きや、給付方法についてお知らせします。制度の概要については広報かがみいし８月号をご覧ください。

１．対象

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までのお子さんが対象となります。
（幼稚園については、入園できる時期に合わせて満３歳から対象となります。）※詳細は前号を確認してください。

２．手続きについて

町内施設利用者、対象となる方については施設等を通して既にお知らせしています。
まだ、手続きを行っていない方については、お早めにお手続きください。

※認可外保育施設等利用者については、町で把握することができませんので、手続きが必要と思われる方は、お問い合わせください。
※無償化となるには、必ず「教育・保育給付認定（１号、２号、３号）」もしくは「施設等利用給付認定（新１号、新２号、新３号）」のどちらかを受けている必要があります。

３．無償化後の給付方法について

	通常の保育料	預かり保育利用料（※１）	副食費（※２、※３）
町内施設利用者	現物給付	現物給付	現物給付
町外施設利用者	償還払い	償還払い	現物給付

（※１）預かり保育利用料については、上限額 11,300 円（１日上限 450 円×日数）を超えた場合、差額分の給付はありませんので、保護者負担となります。

（※２）年収 360 万円未満相当世帯の方は、副食費が免除になります。また、副食費相当分 4,500 円（国基準額）を町で負担することになり、施設で実際に徴収している額との差額が発生した場合でも保護者が負担することはありません。ただし、主食費については、保護者負担となります。

（※３）副食費の免除については、教育・保育給付認定１号、２号認定を受けた方のみが対象となります。また、未移行幼稚園利用者についても同様に免除の対象となります。

※対象の方については、改めて給付方法の詳細を個人宛に通知でお知らせします。
※町では独自に、預かり保育料及び給食費について国基準に上乗せして補助することを検討しております。金額等の詳細については、次号以降でお知らせいたします。

【用　語】
・**現物給付**：保護者の負担なくサービスを受けることができ、通常収めるべき保育料を町が施設に対して給付する方法
・**償還払い**：一度、保護者が施設に支払いをした後、領収書に基づいて町が保護者に給付する方法
・**副 食 費**：主食（ごはん、パン、麺）を除いたおかず、おやつ、ミルク等に係る費用

●**問い合わせ先**　無償化全般に関すること：福祉こども課　☎62-2210
鏡石町幼稚園に関すること：教育課　☎62-3459